

第7回総会

- 1. 日 時 平成21年5月20日 午前10時30分から
- 1. 場 所 プラザおでって 3階 大会議室
- 1. 理 事 阿部和平、小泉寛、斎藤倫史、佐々木順子、
須山通治、芳賀聡、細田重憲
- 1. 監 事 小水内長功、瀧野常實
- 1. 事務局 藤澤俊樹、石川知明、小山大輔、水堀久美子
- 1. 会員出席者 参加者名簿参照

第7回総会 議事次第

- 1. 資格確認
- 1. 開会
- 1. 議長選出
- 1. 議事録署名人委嘱および書記任命
- 1. 理事長挨拶
- 1. 議案審議
 - 第1号議案 第7期（平成20年度）事業報告ならびに貸借対照表、収支計算書、財産目録承認の件
 - 第2号議案 第8期（平成21年度）事業計画承認の件
 - 第3号議案 平成21年度会費金額承認の件
 - 第4号議案 理事の欠員に伴う補欠選挙の件
- 1. 議長退任
- 1. 閉会

議事

第1号議案 第7期（平成20年度）事業報告ならびに貸借対照表、収支計算書、財産目録承認の件

1. 社会情勢

(1) 平成20年度後半はアメリカ発の『100年に1度』と言われる経済恐慌の荒波に見舞われ、日本経済界も例外なく大打撃を受け、そのしわ寄せは末端の労働者の生活危機という形で顕れております。これにともない社会保障などのセーフティネットの整備が急がれておりますが、路頭に迷う社会的弱者は後を絶たないというのが現状です。

私達サポートセンターでは、これらのセーフティネット諸制度のポータルサイトの機関としての役割を担うべく『くらしとお金の安心相談事業』を盛岡市との協働事業として年度途中の2月から開始しておりますが、現行の社会福祉制度ではニーズを満たされないという相談者も少なからず存在するというのが実情であることから、官民の垣根を越えた連携による一層の支援活動が求められているところです。

(2) 平成20年1月に施行された「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（以下DV防止法）」の改正により『暴力』の定義を拡大されたことにより、サポートセンターでのDVに関する相談件数は平成19年度との比較で大幅に増加しております。平成20年度に増額された県の補助金事業『DV被害者自立資金支援事業』も予算をほぼ消化するなどの状況から見ても支援を必要とするDV被害者はまだ多く存在しており、今後もその被害者の自立を加害者の更正をどのように支援してゆくべきかという点が課題となるでしょう。

また、このDV問題や児童虐待に端を発したいたましいニュースが昨今も後を絶ちません。これらの被害者はまだまだ潜在的に存在しているものと思われますので、相談窓口が広く周知され、事態が深刻化する前に対応することが求められています。

(3) ギャンブル依存症問題については、遊技場（パチンコ）業界への規制強化による射幸的要素の低下でパチンコ人口が減少するかとの予測も一部ありましたが、思いのほか根強い人気があるようで、依然ギャンブルに起因して多重債務となり、

家族崩壊の危機に瀕する人が後を絶ちません。これはギャンブルにのめりこむ人が単に勝ち負けの金額によってその場を求めているのではないという事実を明確にするものとも思われます。

ギャンブル依存問題の解決は本人だけでなくご家族にも多大な影響を及ぼすため、本人の回復とともに、家族に対するケアもするための取組みも重要と考えられています。

- (4) 平成12年度の民法改正と平成18年4月施行の障害者自立支援法により成年後見制度への社会的な注目は高まりを見せ、後見開始申立件数は年々増加の一途をたどり、後見人の担い手が不足しているのが現状とのことです。

昨今社会福祉協議会を始めとする県内各地域での成年後見事業の立ち上げや『成年後見センターもりおか』の設立などにより、担い手は増加しつつありますが、高齢者を対象とした成年後見事業に取り組む民間団体がまだないこと、さらには財政面の基盤に不安があるため後見業務受任には慎重にならざるを得ないなどの新たな問題が提起されております。

2. 事業報告

- (1) 財政逼迫の事情もあり、平成20年5月をもってCFC第2ビル3階にあった事務所を引き払い、同年6月よりCFCビル2階の信用生協内に事務所を移転いたしました。今後も一層コストの削減に努めます。

- (2) 平成21年2月から、盛岡市との協働による『くらしとお金の安心相談事業』を開始いたしました。原則として盛岡市内の、様々な事情により生活が不安定な状況にある方からの相談を受けて適切な社会福祉サービスや融資制度につなげ、必要に応じて寄り添いを行うという事業で、2～3月までの2ヶ月間で84件という多数の相談を受付しております。

- (3) ギャンブル依存症問題解決支援事業『語り合い空間120』について、新規の参加者は平成19年度との比較で33件から15件（本人7件、家族8件）、参加のべ人数でも187名から133件へと減少いたしました。年度当初は順調に新規参加者が本人／家族ともに増えていきましたが、7月以降は伸び悩みました。
一昨年に作成された『語り合いブック』の配布による効果で新規参加者が増加するかと見込んでおりましたが、ブック送付後参加する方は稀という状況でした。今後はさらなる広報活動に取り組む必要があると考えております。

(4) 生活自立支援事業は無利息・無保証での貸付事業と県の補助金を受けての資金給付事業との二本立てで実施いたしました。貸付事業では1件の新規利用者があり、県の補助金事業については今年度から増額された予算もほぼ消化するなど昨年度同様のニーズがありました。

今後の課題として、暴力被害の相談を受付しても貸付事業の利用対象要件に該当しないケースが散見されたことから、貸し倒れの発生を予防しつつ対象者の間口を広げるための制度検討と、明確な取り上げと与信判定の基準について検討してゆく必要があると思います。

(5) 平成20年度も岩手弁護士会子どもの権利を守る弁護士有志グループのご協力により、『子どもの幸せを守る法律相談』を開催させていただきました。

傾向としては平成20年度受付した9件のうち、離婚時の親権・養育費絡みの相談が7件を占め、いじめや虐待に関する相談は2件のみと目立たなくなっております。この傾向は平成19年度以降続いているものですが、一方で全国の児童虐待の相談件数がそう減少しているわけではありません。平成20年度は相談会のチラシ作成と設置（アイーナ等）、岩手日報の『NPOニュース』やマシェリでの広報を実施しましたが、さらなるアピール活動が必要と思われれます。

(6) サポートセンターでは平成20年度も成年後見事業の調査・研究を行い、『成年後見人養成研修』を2名が修了したほか、岩手県や家庭裁判所主催の連絡会議に参加し、制度の現状や県内諸団体の事業化へ向けて動向などの情報収集を行いました。しかしコスト面などの課題も多く、事業化に向けての具体的な進展には至りませんでした。

(7) 平成20年度の相談状況については別紙資料のとおりとなっております。

(8) 岩手県への業務報告は別冊資料の通り行います。

3. 会計報告

- (1) 信用生協からの受託事業『家計簿診断』と『利息計算（利息制限法に基づく引き直し計算）』については平成20年5月31日をもって委託契約が解除されたため、4月と5月の2か月分の収益となっております。
- (2) サポートセンターで行っていた収益事業は5月末までで終了いたしましたが、2ヶ月とはいえ年度内に実施されていたことから、別冊資料の通り決算し、税務申告を行います。
- (3) 岩手県への決算報告は別冊資料の通り行います。

4. 役員及び事務局、ボランティアの状況

平成20年度の役員は理事8名、監事2名となっております。

また、先述のとおり平成20年6月より事務所を移転し、現在はCFCビル2階の信用生協内に事務所を構え、運営につきましては平成21年3月31日現在、専従事務局兼相談員4名、相談ボランティアスタッフ2名、カウンセリングスタッフ2名で対応しております。

(1) 役員

氏名	役職	氏名	役職
阿部 和平	理事長	小水内長功	監事
佐々木順子	副理事長	瀧野 常實	監事
小泉 寛	理事		
斎藤 倫史	理事		
佐藤 軍一	理事		
須山 通治	理事		
芳賀 聡	理事		
細田 重憲	理事		

(2) 事務局員

- ・相談、総務、経理、事務を兼任 4名

年度当初は2名体制で、12月より2名増員となり4名体制となりました。

(3) ボランティアスタッフ

- ・相談ボランティアスタッフ 2名（1名は週1回、もう1名は不定期）
主として日常の暮らしの相談とその資料整理を行っております。
- ・カウンセリングスタッフ 2名（月3回）
主としてギャンブル依存症問題解決支援事業『語り合い空間120』でのカウンセリング業務を行っております。

5. 会員及び寄付金の募集

(1) 会員

平成20年度の会員募集実績は以下の通りです。

個人会員・会費申込数	36名	180,000円
団体会員・会費申込数	8団体	290,000円
賛助会員・会費申込数	—	—
合計		470,000円

なお、平成21年3月31日現在の登録会員数は個人53名、9団体です。

(2) 寄付金

平成20年度の寄付金募集実績は以下の通りです。

個人申込数	17名	54,067円
団体申込数	3団体	1,060,000円
合計		1,114,067円